

第4期中期目標期間
見込業務実績等報告書
(見込評価自己評価書)

令和4年6月28日

独立行政法人農業者年金基金

様式 1－2－1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名		独立行政法人農業者年金基金		
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第4期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）		
	中期目標期間	平成30年～令和4年度		
2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	経営局	担当課、責任者	
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	
主務大臣		厚生労働大臣		
	法人所管部局	年金局	担当課、責任者	
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	
3. 評価の実施に関する事項				
4. その他評価に関する重要事項				

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)		(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用				
		3 0 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
		B	B	B		
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

中期計画（中期目標）	評価年度					中期目標期間評価		項目別 No	備考
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	見込 評価	期間実 績評価		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	B	B	B					第 1	P6
1 農業者年金事業	B	B	B					第 1 － 1	P6
(1) 手続の迅速化（適用・収納関係）	b	b	b						P6
(2) 被保険者資格の適切な管理	b○重	b○重	b○重						P7
(3) 保険料収納業務の円滑な実施	b	b	b						P8
(4) 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付	b	b	b						P9
(5) 手続の迅速化（給付関係）	b	b	a						P10
(6) 年金の受給漏れの防止	b○重	b○重	b○重						P11
(7) 受給資格のある者への適切な年金給付	b○重	b○重	b○重						P13
(8) 情報システム管理業務	b	b	b						P14
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	B	B	B					第 1 － 2	P16
(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用	b○重	b○重	b○重						P17
(2) 資金運用委員会等によるモニタリング	b	b	b						P20
(3) 政策アセットミックスの検証・見直し	b	b	a						P21
(4) 運用の透明性の確保	b	b	b						P23
(5) スチュワードシップ活動の実施	b	b	b						P24
3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B	B					第 1 － 3	P26
(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大	b○重	c○重	b○重						P27
(2) 女性農業者の加入の拡大	b	a	a						P29
(3) 加入推進活動の実施	b	a	a						P30

(5)ホームページ等による情報の提供	b	b	b						P33
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	B	B	B					第2	P35
1 業務改善の推進	B	B	B					第2 －1	P35
2 電子化の推進	B	B	B					第2 －2	P37
(1)農業者年金記録管理システムの 利用促進	b	b	b						P38
(2)マイナンバーによる情報連携	b	b	b						P39
3 運営経費の抑制	B	B	B					第2 －3	P41
(1)一般管理費及び事業費の削減 (2)給与水準の適正化	b b	b b	b b						P41 P42
4 調達合理化	B	B	B					第2－ 4	P44
5 組織体制の整備等	B	B	B					第2 －5	P46
(1)組織体制の整備 (2)働き方改革の推進	b b	b b	b b						P46 P47

(1)経営管理会議による内部 統制の充実・強化	b○重	b○重	b○重						P62
(2)コンプライアンスの推進	b○重	b○重	b○重						P62
(3)リスク管理の徹底	b○重	b○重	b○重						P63
(4)内部監査	b○重	b○重	b○重						P64
4 情報セキュリティ対策及 び個人情報保護の強化・徹底	B	B	B					第6 －4	P65
(1)情報セキュリティ対策の 推進	b○重	b○重	b○重						P65
(2)個人情報保護対策の推進	b○重	b○重	b○重						P67
(3)研修等の実施	b○重	b○重	b○重						P68
5 情報公開の推進	B	B	B					第6 －5	P70
6 業務運営能力の向上等	B	B	B					第6 －6	P72
(1)研修の充実	b	b	b						P72
(2)委託業務の質の向上	b	b	b						P74

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－１	農業者年金事業		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

２．主要な経年データ															
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度			３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度	
	標準処理 期間内処理割合 （適用・ 収納課）	提出された 申出書等の 97%以上		99.87%	99.72%	94.72%	100.00%		予算額（千円）	180,709,907	195,836,708	183,094,532	178,049,134		
	標準処理 期間内処理割合 （給付課）	提出された 申出書等の 98%以上		98.08%	99.22%	99.27%	99.47%		決算額（千円）	177,929,027	190,035,467	181,502,828	176,020,389		
									経常費用（千円）	111,978,331	95,013,645	118,541,114	93,271,112		
									経常利益（千円）	△4,153,135	5,027,942	△25,906,362	△4,491,715		
									行政コスト（千円）	9,765,244	95,146,152	118,541,284	93,276,589		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置			評価：B	評価		評価	
	1 農業者年金事業	1 農業者年金事業			評価：A	評価		評価	
	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務 ア 手続の迅速化 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理	<主な定量的指標> ・標準処理期間内処理割合。 <その他の指標> ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 <評価の視点> ・標準処理期間内処理割合が97%以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	<主要な業務実績> ① 都道府県段階の業務受託機関担当者を対象とした会議及び研修会において、制度への理解や事務処理能力の向上を図るよう周知するための説明を行った。 ② 被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内の処理割合が97%以上となるよう、手続きの迅速化に努め、その結果を毎年9月と3月にホームページに公表した。 平成30年度2月処理及び令和元年度については、①業務受託機関において審査に時間を要した、②被保険者等からの書類又は確認待ちにより時間を要した等により標準処理期間内処理割合が100%を満たすことができなかった。 標準処理期間内処理割合が目標を下回った令和2年8月処理分については、基金において新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務(令和2年4月～6月)が実施され、個人情報を持ち帰って審査することができないことから、通常よりも処理業務に時間を要してしまった。 これ以降も新型コロナウイルス感染症対策として在宅勤務を継続せざるを得なかったが、この経験を踏まえ、在宅勤務体制の見					

		解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。これにより、提出された申出書等については、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。		【年度別処理月別標準処理期間内処理割合】 <table> <tr> <th>年度</th><th>処理月</th><th>処理件数</th><th>標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)</th><th>達成率(%)</th></tr> <tr> <td rowspan="2">平成30年度</td><td>8月</td><td>179</td><td>179 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>582</td><td>581 (99.83)</td><td>102.92</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td><td>8月</td><td>232</td><td>231 (99.57)</td><td>102.65</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>470</td><td>469 (99.79)</td><td>102.88</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td><td>8月</td><td>201</td><td>160 (79.60)</td><td>82.06</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>576</td><td>576 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td><td>8月</td><td>200</td><td>200 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>500</td><td>500 (100.00)</td><td>103.09</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年度</td><td>8月</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>2月</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>2,940</td><td>2,896 (98.50)</td><td>101.55</td></tr> <tr> <td>平均</td><td>—</td><td>367.5</td><td>362 (98.50)</td><td>101.55</td></tr> </table>	年度	処理月	処理件数	標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)	達成率(%)	平成30年度	8月	179	179 (100.00)	103.09	2月	582	581 (99.83)	102.92	令和元年度	8月	232	231 (99.57)	102.65	2月	470	469 (99.79)	102.88	令和2年度	8月	201	160 (79.60)	82.06	2月	576	576 (100.00)	103.09	令和3年度	8月	200	200 (100.00)	103.09	2月	500	500 (100.00)	103.09	令和4年度	8月	—	—	—	2月	—	—	—	合計		2,940	2,896 (98.50)	101.55	平均	—	367.5	362 (98.50)	101.55	までの間の実績を以下の区分に応じて評価 s：処理割合 100% a：処理割合 98.5%以上 100%未満 b：処理割合 97%以上 98.5%未満 (評定区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
年度	処理月	処理件数	標準処理期間内処理件数 (処理割合:%)	達成率(%)																																																															
平成30年度	8月	179	179 (100.00)	103.09																																																															
	2月	582	581 (99.83)	102.92																																																															
令和元年度	8月	232	231 (99.57)	102.65																																																															
	2月	470	469 (99.79)	102.88																																																															
令和2年度	8月	201	160 (79.60)	82.06																																																															
	2月	576	576 (100.00)	103.09																																																															
令和3年度	8月	200	200 (100.00)	103.09																																																															
	2月	500	500 (100.00)	103.09																																																															
令和4年度	8月	—	—	—																																																															
	2月	—	—	—																																																															
合計		2,940	2,896 (98.50)	101.55																																																															
平均	—	367.5	362 (98.50)	101.55																																																															
	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要	イ 被保険者資格の適切な管理 国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施	<主な定量的指標> - 不整合者の占める割合。 <その他の指標> - 農業者年金被保険者記録と国民年金被保険者資格記録との突合の実施。 - 突合結果を踏まえた適正な管理。 <評価の視点> - 突合を行ったか。 - その結果、不整合となった被保険者	<主要な業務実績> 被保険者等の資格の適切な管理に資するため、農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者資格記録との突合を年2回行った。 この突合結果により不整合が判明した被保険者等（以下「不整合者」と																																																															

	な手続を遅滞なく行うよう働きかける。	する。不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。 これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を 0.7%以下とする。	等に対し、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけているか。	【年度別不整合者の状況】（単位：人、％） <table> <tr> <th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">突合月</th><th rowspan="2">対象人数</th><th colspan="2">不整合者数【割合】</th></tr> <tr> <th>当初</th><th>6 か月経過後</th></tr> <tr> <td rowspan="2">H30 年度</td><td>5 月</td><td>73,329</td><td>1,405【1.92】</td><td>459【0.63】</td></tr> <tr> <td>11 月</td><td>72,858</td><td>1,199【1.65】</td><td>422【0.58】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">R 元年度</td><td>5 月</td><td>72,393</td><td>1,405【1.94】</td><td>490【0.68】</td></tr> <tr> <td>11 月</td><td>72,053</td><td>1,160【1.61】</td><td>453【0.63】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">R2 年度</td><td>8 月</td><td>71,116</td><td>1,394【1.96】</td><td>※369【0.52】</td></tr> <tr> <td>10 月</td><td>71,142</td><td>1,186【1.67】</td><td>386【0.54】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">R3 年度</td><td>4 月</td><td>70,927</td><td>1,176【1.66】</td><td>376【0.53】</td></tr> <tr> <td>10 月</td><td>70,512</td><td>964【1.37】</td><td>368【0.52】</td></tr> <tr> <td rowspan="2">R4 年度</td><td>4 月</td><td>70,213</td><td>1,074【1.53】</td><td>—</td></tr> <tr> <td>10 月</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr> <td>平均</td><td></td><td>71,616</td><td>1,218【1.70】</td><td>415【0.58】</td></tr> </table> ※8 か月経過後（令和3年4月）の不整合者数【不整合者の割合】 主な不整合理由が、国民年金付加保険料の納付記録がないことであることから、業務受託機関に対して、国民年金付加保険料納付の届出が必要であることを記載した「農業者年金に関する重要事項のご案内」（以下「重要事項」という。）の加入申込者への説明及び配付を徹底するとともに、国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うよう依頼した。 加えて、令和4年1月からは新規加入時だけでなく、再加入時も業務受託機関において、重要事項の説明・配付及び国民年金付加保険料納付の届出の指導を行うこととした。 これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を目標の 0.7%以下とし、直近4回については 0.5%程度に抑えている。	年度	突合月	対象人数	不整合者数【割合】		当初	6 か月経過後	H30 年度	5 月	73,329	1,405【1.92】	459【0.63】	11 月	72,858	1,199【1.65】	422【0.58】	R 元年度	5 月	72,393	1,405【1.94】	490【0.68】	11 月	72,053	1,160【1.61】	453【0.63】	R2 年度	8 月	71,116	1,394【1.96】	※369【0.52】	10 月	71,142	1,186【1.67】	386【0.54】	R3 年度	4 月	70,927	1,176【1.66】	376【0.53】	10 月	70,512	964【1.37】	368【0.52】	R4 年度	4 月	70,213	1,074【1.53】	—	10 月	—	—	—	平均		71,616	1,218【1.70】	415【0.58】	上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する				
年度	突合月	対象人数	不整合者数【割合】																																																															
			当初	6 か月経過後																																																														
H30 年度	5 月	73,329	1,405【1.92】	459【0.63】																																																														
	11 月	72,858	1,199【1.65】	422【0.58】																																																														
R 元年度	5 月	72,393	1,405【1.94】	490【0.68】																																																														
	11 月	72,053	1,160【1.61】	453【0.63】																																																														
R2 年度	8 月	71,116	1,394【1.96】	※369【0.52】																																																														
	10 月	71,142	1,186【1.67】	386【0.54】																																																														
R3 年度	4 月	70,927	1,176【1.66】	376【0.53】																																																														
	10 月	70,512	964【1.37】	368【0.52】																																																														
R4 年度	4 月	70,213	1,074【1.53】	—																																																														
	10 月	—	—	—																																																														
平均		71,616	1,218【1.70】	415【0.58】																																																														
ウ 保険料収納業務の円滑な実施 保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等																																																																		

	その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。	ら該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。 また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。	・業務受託機関へリストを送付しているか。 ・指導等の依頼を行っているか。		込まれるためb評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する				
	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付	エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付 保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発	<主な定量的指標> ー <その他の指標> ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 <評価の視点> ・過大納付発生後の速やかな事務処理の実施。 <評価の視点> ・過大納付発生後、	<主要な業務実績> 保険料納付後に資格変更及び保険料額変更等を行ったことにより発生した過大納付保険料については、速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知及び請求書を送付した。 また、被保険者等から請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行った。	<評価と根拠> 評価：b 発生した過大納付の保険料について、速やかに被保険者等に請求書等を送付するとともに、請求があったものについては、1週間以内に還付処理を行ったことから、取組は十分であり、所期の目標達成が見込まれるためb評価とした。 (評価区分) s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある	評価		評価	

	処理を行う。	生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。	速やかに被保険者等に請求書を送付しているか。 ・被保険者等からの請求に基づき一週間内で処理しているか。		b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する																																																				
	(2) 年金等の給付事務 ア 手続きの迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。	(2) 年金等の給付業務 ア 手続きの迅速化 年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続きが長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。 手続きの迅速化に努めることにより、提出された請求書等につ	＜主な定量的指標＞ ・標準処理期間内処理割合。 ＜その他の指標＞ ・申出書等の処理状況の調査結果の公表。 ＜評価の視点＞ ・標準処理期間内処理割合が 98％以上となっているか。 ・処理状況の調査結果を計画どおり公表しているか。	＜主要な業務実績＞ 平成 30 年度以降、いずれの年度においても提出された届出等の処理について、その 98％以上を標準処理期間内に処理するという目標を達成した。また、申出書等の処理状況の調査結果は年 2 回（9 月及び 3 月）ホームページで公表した。 なお、標準処理期間内に処理できなかったものについては、該当農業協同組合・農業委員会へ聴き取りを行った。主な原因としては、申出書等の記入漏れ等の整備に時間を要したこと、記入内容の確認及び添付書類の準備に時間を要したこと等があげられたことから、研修会等で記入内容や添付書類について、業務資料の記載例を用いて説明した。 【年度別・月別標準処理期間内の処理状況】 <table> <tr> <th colspan="2"></th><th>処理件数</th><th colspan="2">標準処理期間内の処理件数（処理割合：％）</th><th>達成率（％）</th></tr> <tr> <td rowspan="2">30 年度</td><td>8 月</td><td>2, 864</td><td>2, 807</td><td>(98. 01)</td><td>100. 01</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>3, 531</td><td>3, 465</td><td>(98. 13)</td><td>100. 13</td></tr> <tr> <td rowspan="2">元年度</td><td>8 月</td><td>2, 566</td><td>2, 544</td><td>(99. 14)</td><td>101. 16</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>2, 970</td><td>2, 949</td><td>(99. 29)</td><td>101. 32</td></tr> <tr> <td rowspan="2">2 年度</td><td>8 月</td><td>2, 117</td><td>2, 103</td><td>(99. 34)</td><td>101. 37</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>2, 844</td><td>2, 822</td><td>(99. 23)</td><td>101. 26</td></tr> <tr> <td rowspan="2">3 年度</td><td>8 月</td><td>2, 336</td><td>2, 321</td><td>(99. 36)</td><td>101. 39</td></tr> <tr> <td>2 月</td><td>2, 802</td><td>2, 790</td><td>(99. 57)</td><td>101. 60</td></tr> <tr> <td>4 年度</td><td>8 月</td><td>—</</td></tr></table>			処理件数	標準処理期間内の処理件数（処理割合：％）		達成率（％）	30 年度	8 月	2, 864	2, 807	(98. 01)	100. 01	2 月	3, 531	3, 465	(98. 13)	100. 13	元年度	8 月	2, 566	2, 544	(99. 14)	101. 16	2 月	2, 970	2, 949	(99. 29)	101. 32	2 年度	8 月	2, 117	2, 103	(99. 34)	101. 37	2 月	2, 844	2, 822	(99. 23)	101. 26	3 年度	8 月	2, 336	2, 321	(99. 36)	101. 39	2 月	2, 802	2, 790	(99. 57)	101. 60	4 年度	8 月	—</
		処理件数	標準処理期間内の処理件数（処理割合：％）		達成率（％）																																																				
30 年度	8 月	2, 864	2, 807	(98. 01)	100. 01																																																				
	2 月	3, 531	3, 465	(98. 13)	100. 13																																																				
元年度	8 月	2, 566	2, 544	(99. 14)	101. 16																																																				
	2 月	2, 970	2, 949	(99. 29)	101. 32																																																				
2 年度	8 月	2, 117	2, 103	(99. 34)	101. 37																																																				
	2 月	2, 844	2, 822	(99. 23)	101. 26																																																				
3 年度	8 月	2, 336	2, 321	(99. 36)	101. 39																																																				
	2 月	2, 802	2, 790	(99. 57)	101. 60																																																				
4 年度	8 月	—</																																																							

		いては、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。 なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。			c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する																						
	イ 年金の受給漏れの防止 受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないよう、65歳到達目前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。 さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧	イ 年金受給漏れの防止 年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。 また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・裁定請求の勧奨。 ＜評価の視点＞ ・65歳の誕生日になる1ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月実施しているか。	＜主要な業務実績＞ 年金の受給漏れとならないよう、新制度又は旧制度に加入し、待期者となっている者について、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、裁定請求の勧奨を文書で行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけたことにより、66歳となるまでに約90%の者が裁定請求書を提出した。 65歳到達1ヶ月前勧奨文書送付及び裁定実績（上段：送付件数、下段：66歳までに裁定請求した割合） <table border="1"> <tr> <th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>計</th></tr> <tr> <td>6,177件</td><td>5,667件</td><td>5,467件</td><td>5,311件</td><td>5,658件</td><td>28,280件</td></tr> <tr> <td>92%</td><td>92%</td><td>90%</td><td>89%</td><td>91%</td><td>91%</td></tr> </table> ※ 4年度は見込み ※ 令和4年度の裁定請求した割合は、旧制度老齢年金のみ（新制度老齢年金は75歳まで受給開始時期を選択できるようになったため） また、65歳を超えても裁定請求しない者に対しては、裁定請求書を提出するまで勧奨文書を毎年送付したことにより、70歳となるまでに約99.5%の者が裁定請求書を提出した。	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計	6,177件	5,667件	5,467件	5,311件	5,658件	28,280件	92%	92%	90%	89%	91%	91%	＜評定と根拠＞ 評定：a 毎年度計画どおり裁定請求の勧奨を実施し、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかけることにより、66歳となるまでに約90%、70歳となるまでに約99.5%の者が裁定請求書を提出した。 また、令和4年4月からの農業者老齢年金の受給開始時期の選択肢拡大の機会を捉えて、案内ハガキの発出の頻度を上げるなど未受給防止対策を抜本的に強化することとし、理事長通知を発出した。 さらに、未受給防止対策の強化について、業務受託機関向けの各種会議等において加入者への周知を依頼するとともに、加入者向けのパンフレットへの記載など円滑な実施を図った。 加えて、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと等から、案内ハガキ	評定		評定	
30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	計																						
6,177件	5,667件	5,467件	5,311件	5,658件	28,280件																						
92%	92%	90%	89%	91%	91%																						

	奨等の通知を行 う。	年度、受給権が 発生している旨 とともに年金裁 定請求手続の方 法を案内した文 書を送付して裁 定請求の奨奨等 を行い、必要な 裁定請求書の提 出を働きかけ る。		65 歳超で裁定請求を行っていない者への奨奨文書送付実績（単位：件） <table><tr><td>30 年度</td><td>元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td><td>計</td></tr><tr><td>706 件</td><td>770 件</td><td>746 件</td><td>865 件</td><td>1, 015 件</td><td>4, 102 件</td></tr></table> 裁定実績（平成 30 年度に 65 歳となった者の場合） <table><tr><td></td><td>30 年度</td><td>元年度</td><td>2 年度</td><td>3 年度</td><td>4 年度</td></tr><tr><td>裁定数</td><td>5, 713 件</td><td>349 件</td><td>52 件</td><td>21 件</td><td>12 件</td></tr><tr><td>未裁定数</td><td>464 件</td><td>115 件</td><td>63 件</td><td>42 件</td><td>30 件</td></tr><tr><td>裁定率</td><td>92. 5%</td><td>98. 1%</td><td>99. 0%</td><td>99. 3%</td><td>99. 5%</td></tr></table> ※ 4 年度は見込み	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	計	706 件	770 件	746 件	865 件	1, 015 件	4, 102 件		30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	裁定数	5, 713 件	349 件	52 件	21 件	12 件	未裁定数	464 件	115 件	63 件	42 件	30 件	裁定率	92. 5%	98. 1%	99. 0%	99. 3%	99. 5%	等の対象者の抽出に係る部分のシステ ム改修について、令和 5 年 3 月まで後 ろ倒しすることとしたが、令和 3 年度 に基金職員が独自に抽出ツールを開発 することで令和 4 年度から案内ハガキ を送付することができた。 取組は十分であり、所期の目標を上 回る成果が見込まれるため a 評定とし た。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を 上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を 上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を 要する d：取組はやや不十分であり、抜本的 な改善を要する	
30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	計																																					
706 件	770 件	746 件	865 件	1, 015 件	4, 102 件																																					
	30 年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度																																					
裁定数	5, 713 件	349 件	52 件	21 件	12 件																																					
未裁定数	464 件	115 件	63 件	42 件	30 件																																					
裁定率	92. 5%	98. 1%	99. 0%	99. 3%	99. 5%																																					
				さらに、制度改正により令和 4 年 4 月から農業者老齢年金の受給開 始時期の選択肢が拡大（65 歳到達→65 歳以上 75 歳未満の間で請求又 は 75 歳到達。ただし 60 歳以上で繰上げ請求が可能）することを踏ま え、未受給防止対策を抜本的に強化することとし、請求すれば受給が可 能な者に対して、60 歳から 74 歳まで 1 年おきに誕生日の 1 ヶ月前に案 内ハガキ等を送付するとともに、76 歳以降は毎年 1 回奨奨ハガキを送 付することとし、新規の理事長通知を発出した。併せて、当該未受給防 止対策の強化について、令和 3 年 9 月の制度改正説明会や令和 3 年 11 ～12 月のブロック別業務担当者会議等において業務受託機関に対して 説明し、加入者への周知を依頼するとともに、受給開始時期の選択肢の 拡大について、加入者向けパンフレットに記載することにより、円滑な 対策の実施を図った。 60 歳以降 1 年おきの案内ハガキ送付実績 <table><tr><td>4 年度</td><td>計</td></tr><tr><td>8,447 通</td><td>8, 447 通</td></tr></table> 加えて、制度改正に係るシステム改修においては、システム構造が複 雑化しているため相当の時間を要することが見込まれたこと及び法令 に基づかない基金独自の取組であることから、案内ハガキ等の対象者 の抽出に係る部分のシステム改修については、令和 5 年 3 月まで後ろ 倒しすることとしたが、令和 3 年度に基金職員が独自に抽出ツールを 開発したことで令和 4 年度から案内ハガキを送付することができた。	4 年度	計	8,447 通	8, 447 通																																		
4 年度	計																																									
8,447 通	8, 447 通																																									

	これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止する。		【再確認該当者数】（単位：人） <table> <tr> <th>年度</th><th>再確認該当者数</th><th>再確認該当者のうち 支給停止事由該当者数</th></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>118</td><td>14</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>67</td><td>6</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>52</td><td>4</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>61</td><td>7</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度</td><td>47</td><td>—</td></tr> <tr> <td>計</td><td>345</td><td>—</td></tr> </table> ③ 毎月、国民年金の受給権者情報の確認を行い、死亡が疑われる受給権者に対する支払いを保留するとともに、該当者のいる農業委員会へ一覧表を送付し、死亡届等の提出の勧奨を依頼した。 【国民年金の受給権者情報の確認】（単位：人、機関） <table> <tr> <th></th><th>30 年度</th><th>元 年度</th><th>2 年度</th><th>3 年度</th><th>4 年度</th><th>計</th></tr> <tr> <td>支払保留人数 （死亡疑い等）</td><td>2, 873</td><td>4, 618</td><td>4, 007</td><td>3, 908</td><td>1, 143</td><td>16, 549</td></tr> <tr> <td>確認依頼 農業委員会</td><td>1. 874</td><td>3, 269</td><td>2, 921</td><td>2, 842</td><td>796</td><td>11, 702</td></tr> </table> ※令和 4 年度は、6 月までの実績	年度	再確認該当者数	再確認該当者のうち 支給停止事由該当者数	平成 30 年度	118	14	令和元年度	67	6	令和 2 年度	52	4	令和 3 年度	61	7	令和 4 年度	47	—	計	345	—		30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	計	支払保留人数 （死亡疑い等）	2, 873	4, 618	4, 007	3, 908	1, 143	16, 549	確認依頼 農業委員会	1. 874	3, 269	2, 921	2, 842	796	11, 702		
年度	再確認該当者数	再確認該当者のうち 支給停止事由該当者数																																													
平成 30 年度	118	14																																													
令和元年度	67	6																																													
令和 2 年度	52	4																																													
令和 3 年度	61	7																																													
令和 4 年度	47	—																																													
計	345	—																																													
	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	計																																									
支払保留人数 （死亡疑い等）	2, 873	4, 618	4, 007	3, 908	1, 143	16, 549																																									
確認依頼 農業委員会	1. 874	3, 269	2, 921	2, 842	796	11, 702																																									
（３）情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。	（３）情報システム管理業務 農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット	＜主な定量的指標＞ — ＜その他の指標＞ — ＜評価の視点＞ ・農業者年金記録管理システムについて、受託機関及び基金における改善要望や業務の効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊要度の高いものから優先順位を付け、システムの計画的な開発・改修	＜主要な業務実績＞ ・農業者年金記録管理システム（以下「システム」という。）の改修に当たっては、業務受託機関及び基金内の要望に対して、業務効率化の観点を踏まえ、必要性及び緊急度を検討の上、計画的に改修等を行った。 - また、システム改修後に、システムのトップページに操作マニュアルを掲載することにより、業務受託機関における諸手続の利便性向上に取り組んだ。 ・元号改正に係るシステム改修については、平成 31 年 4 月までに改修作業を終え、令和元年 5 月 1 日にリリースし、同日及び 7 日に帳票等画面の確認を行い、滞りなく作業が完了した。 ・また、令和元年度に「農業者年金業務受託機関に対する農業者年金記録管理システムの開発の検討に係るヒアリング」を実施し、ヒアリング結果を踏まえ、令和 2 年 6 月からシステムの利用時間を延長した。 ・さらに、令和 4 年 6 月 15 日に Internet Explorer11 のサポート期	＜評価と根拠＞ 評価：a 農業者年金記録管理システムの改修等に当たっては、システム利用者（業務受託機関等）からの改善要望や基金における業務の効率化に資する内容を踏まえ、必要性及び緊急度の高いものから、計画的に改修等を行い、システムの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組んだ。 また、令和元年度に「農業者年金業務受託機関に対する農業者年金記録管理システムの開発の検討に係るヒアリング」を実施し、ヒアリング結果を踏まえ、令和 2 年																																											

		等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。	等による利便性の向上に取り組んだか。	限が到来することから、Microsoft Edge の IE 互換モードでのシステム稼働確認を行い、令和 4 年 3 月にシステムのトップページに操作マニュアルを掲載することにより、業務受託機関における諸手続の利便性の向上に取り組んだ。 ・システム定例会については、システム運用・保守業者（システム改修を含む。以下同じ。）及び CIO 補佐官出席の下、毎月 1 回開催し、システム改修案件の確認のほか、元号改正作業の状況報告やシステム上の課題等についての情報共有や意見交換を行い、システムの安定稼働対策等についても取り組んだ。 ・次期システムの更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システムの更改までのロードマップを作成した。今後は、ロードマップを適時かつ適切に見直しながら対応していく。 ・これに加えて、現中期目標期間当初には想定していなかった令和 4 年に施行された年金制度改正に係るシステム改修については、改正から施行まで短期間であったが、既存システムが基本設計から 10 年以上経過してシステム構造が複雑化しているため、システム改修に相当の時間を要することが見込まれていた。一方、制度改正の施行日からの適切かつ円滑な実施のため、早期のシステム改修が求められる中、業務運営に支障がないようにするニーズが高いと考えられる受給開始時期の拡大及び保険料納付下限額の引下げを優先度が高いものとしてフェーズ 1（令和 4 年 3 月リリース）の工程とし、加入可能年齢の上げをフェーズ 2（令和 5 年 3 月リリース）に工程を分けるとともに、PJMO（情報管理課等）のプロジェクト管理等の体制を構築することで、令和 5 年 3 月までにシステム改修を完了する道筋を付けることができた。 また、システム改修が完了しない間においては、サブシステムを開発して暫定運用を行うこととし、度重なる業務受託機関への説明・周知を行うことで、令和 4 年の制度施行日から業務受託機関及び基金における適切かつ円滑な業務実施が可能となるよう措置した。	て、IE 互換モードでの操作マニュアルを掲載することにより、業務受託機関における諸手続の利便性の向上に取り組んだ。 システム運用・保守業者及び CIO 補佐官とのシステム定例会については、毎月 1 回開催し、システム上の課題等についての情報共有や意見交換を行い、システムの安定稼働対策等についても取り組んだ。 次期システム更改については、現行システムの保守期限等を踏まえて検討を行い、次期システム更改までのロードマップを作成した。 これに加えて、現中期目標期間当初には想定していなかった令和 4 年に施行された年金制度改正に係るシステム改修は、システム構造が複雑化しているため相当の時間を要することが見込まれていたが、短期間で計画的かつ着実にを行い令和 4 年度中に完了する予定であり、システム改修が完了しない間においては、サブシステムを開発して暫定運用を可能にし、制度施行後の業務を円滑に実施できるようにした。 以上のことから取組は十分であり、所期の目標を上回る成果が見込まれるため、a 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
--	--	-------------------------------------	--------------------	---	---	--

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式１－２－４－１ 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－２	年金資産の安全かつ効率的な運用		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

２．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度		３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
								予算額（千円）	101,165	109,534	103,111	104,895	
								決算額（千円）	101,920	96,634	100,897	103,536	
								経常費用（千円）	151,190	6,547,636	2,203,073	2,769,630	
								経常利益（千円）	5,925,751	△4,928,266	24,407,340	4,914,594	
								行政コスト（千円）	△5,824,337	6,566,977	2,203,073	2,769,725	
								従事人員数	9.00	9.00	9.00	9.00	

注１）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注２）上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価		
---	--	--

イ 令和元年度

外部委託運用の収益率は、複合ベンチマークの収益率▲3.60%に対し▲3.14%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収 益 率 (A)	ベンチマーク の収益率 (B)	乖 離 (A－B)
国内債券	0.01%	▲0.18%	0.19%
国内株式	▲9.41%	▲9.50%	0.09%
外国債券	7.58%	7.46%	0.12%
外国株式	▲12.45%	▲12.42%	▲0.04%

ウ 令和2年度

外部委託運用の収益率は、複合ベンチマークの収益率18.43%に対し15.32%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収 益 率 (A)	ベンチマーク の収益率 (B)	乖 離 (A－B)
国内債券	▲0.61%	▲0.70%	0.09%
国内株式	42.03%	42.13%	▲0.10%
外国債券	▲2.10%	▲1.85%	▲0.24%
外国株式	59.74%	59.79%	▲0.05%

エ 令和3年度

外部委託分の収益率は、複合ベンチマークの収益率3.57%に対し3.26%となった。各資産の収益率とベンチマークとの乖離は次のとおり。

	収 益 率 (A)	ベンチマーク の収益率 (B)	乖 離 (A－B)
国内債券	▲1.20%	▲1.22%	0.02%
国内株式	2.14%	1.99%	0.16%
外国債券	▲5.17%	▲5.11%	▲0.05%
外国株式	22.47%	22.95%	▲0.49%

② 国内債券のうち外部委託運用

ア 毎年度、業務方法書附則第3項に基づく農林水産大臣への届出を行い、金利上昇リスクに備えながらベンチマーク並みの投資効率を維持する工夫として、超長期国債と短期資産を組み合わせるバーベル型運用を実施した。

	収 益 率 （ A ）	ベンチマーク の収益率（B）	乖 離 （ A － B ）
平成 30 年度	1.97%	1.98%	▲0.01%
令和元年度	0.01%	▲0.18%	0.19%
令和2年度	▲0.61%	▲0.70%	0.09%
令和3年度	▲1.20%	▲1.22%	0.02%
令和4年度	－	－	－

イ 平成30年度上半期におけるバーベル型運用（超長期国債は20年、修正デュレーションは8年）のパフォーマンス実績において超長期国債を20年債に限定したことによる金利リスクの影響が端的に表れたことから、平成30年11月に開催した資金運用委員会において、投資対象年限の分散の検討及び継続的なモニタリングを行うことが了承された。

この結果、令和元年6月に開催した資金運用委員会において、バーベル型運用で保有する国債の残存年数を16～20年にまで分散し、かつ修正デュレーションを9年に延長することが了承され、投資対象の分散を図り、パフォーマンスの改善を図った。

③ 国内債券のうち自家運用

国内債券のうち自家運用については、運用利回り向上策として、直近の信用格付け等を踏まえて、購入対象の拡充を行った。

なお、購入対象の国内債券がすべてマイナス利回りとなった場合は、自家運用では購入せず、外部委託運用における追加投資の財源としている。

				(2) 受給権者ポートフォリオ マイナス金利政策等の長期化に伴う年金財政への悪影響を抑制するため、業務方法書附則第3項に基づく農林水産大臣への届出を行い、毎年度、次のとおり対応した。 ① マイナス利回りの債券は購入せず、短期資産の活用を図ることにより損失の回避に努めた。 ② 年度内に償還を迎える債券について、償還期日前に売却を行うことにより超過リターンが得られる場合は売却を行った。 これらの対応に伴う損失回避額等については次のとおり。 <table> <tr> <th></th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th></tr> <tr> <td>①による損失回避額(試算)</td><td>0.2億円</td><td>1億円</td><td>0.3億円</td><td>0.1億円</td><td>－</td></tr> <tr> <td>②による超過リターン</td><td>44万円</td><td>98万円</td><td>522万円</td><td>73万円</td><td>－</td></tr> </table> (3) 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。 (4) 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行った。		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	①による損失回避額(試算)	0.2億円	1億円	0.3億円	0.1億円	－	②による超過リターン	44万円	98万円	522万円	73万円	－				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																					
①による損失回避額(試算)	0.2億円	1億円	0.3億円	0.1億円	－																					
②による超過リターン	44万円	98万円	522万円	73万円	－																					
	(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを	(2) 資金運用委員会等によるモニタリング 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。 また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを	<主な定量的指標> － <その他の指標> ・運用状況及び運用結果の評価・分析。 <評価の視点> ・資金運用委員会及び経営管理会議で運用状況及び運用結果の評価・分析等を行っているか。	<主要な業務実績> 1 外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等を踏まえた運用状況及び運用結果の評価・分析等を行った。 2 経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認した。この結果、令和3年度第1四半期末については、外国株式の資産構成割合が乖離許容幅を超えたためリバランスを行った。これ以外の四半期の資産構成割合は政策アセットミックスの乖離許容幅の範囲内に収まったため、リバランスを行わなかった。	<評定と根拠> 評定：b 1 毎年度、外部の有識者で構成された資金運用委員会を開催し、運用環境の変化等も踏まえた運用状況及び運用結果の評価・分析等を行った。 2 経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行った。 3 令和4年度においてもこれらの取組みを継続することとしており、中期計画における取組は十	評定		評定																		

	行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。	行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。			分であり、所期の目標達成が見込まれるためb 評価とした。		
					(評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
	(3) 政策アセットミックスの検証・見直し 政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	(3) 政策アセットミックスの検証・見直し 政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。	<主な定量的指標> - <その他の指標> ・年金資産の構成割合の検証と必要に応じた見直し。 <評価の視点> ・資金運用委員会で年金資産の構成割合を検証し、必要に応じ見直しを行っているか。	<主要な業務実績> 政策アセットミックスの検証・見直しについては、毎年度、資金運用委員会を開催し、運用環境の変化等に照らした妥当性の検証を次のとおり行った。この結果、被保険者ポートフォリオの政策アセットミックスについては令和3年度において、国内債券56%、国内株式12%、外国債券（為替ヘッジあり）20%、外国株式12%に変更することについて了承され、見直しを行った。 1 令和元年9月30日に開催した資金運用委員会においては、足元の金融環境等を踏まえ、期待収益率の改善を目的として、被保険者ポートフォリオの政策アセットミックスについて、国内債券65%、国内株式15%、外国債券（為替ヘッジあり）5%、外国株式15%に微調整することが了承された。 このことを受けて所要の手続きを進めていたが、新型コロナウイルスの世界的拡大等を背景とした市場の大幅な変動を受けて、令和2年3月に保留することとした。 2 令和2年6月18日に開催した資金運用委員会においては、 ① 令和元年9月30日に開催した資金運用委員会において了承された政策アセットミックスの微調整の実施可否を含めた今後の対応については、次回以降の資金運用委員会に向けて、引き続き検討することが了承された。 このことを受けて、加入者に対して資金運用に関する意向調査を令和2年11月に実施し、その結果について令和3年2月22日に開催した資金運用委員会に報告を行い、令和3年3月にホームページで公表した。 3 令和3年6月21日に開催した資金運用委員会においては、 ① 現在の政策アセットミックスが効率的か否かは米国の利上げ時期に大きく影響を受けること	<評価と根拠> 評価：a 1 政策アセットミックスの検証に当たっては、運用環境の変化等に照らした金融経済シナリオに基づき、外部の有識者で構成される資金運用委員会において、より専門的かつ客観的な検証を行っている。 2 農業者年金制度は確定拠出型であるが、単一の被保険者ポートフォリオで運用していることから、加入者の意向を尊重することが重要である。令和2年度においては、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を背景に、運用環境の不透明感が強まったこと等から、加入者に対し、平成28年度以来となる資金運用に関する意向調査を行った。この結果、多くの加入者が政策アセットミックスに係るリスクの抑制を期待していることが確認され、政策アセットミックスの見直しに当たり、参考とした。 3 令和3年度においては、新たな	評価	評価

			② 国内債券の代替としては外国債券が有効であること 等を確認し、保留していた政策アセットミックスの微調整は実施せず、次回の資金運用委員会において、米国の金融政策や市場動向を踏まえつつ、政策アセットミックス変更の実施可否等について議論することが了承された。 このことを受けて、新たな金融経済情勢を踏まえた金融経済シナリオを複数用いてシミュレーションを行った結果、令和３年６月２１日に開催した資金運用委員会の検証結果同様、国内債券の保有割合の引下げ及び外国債券（為替ヘッジあり）の保有割合の引上げにより運用の効率性が改善することが確認された。 ４ 令和４年２月１８日に開催した資金運用委員会においては、この検討結果を受けて、政策アセットミックスについて国内債券５６％、国内株式１２％、外国債券（為替ヘッジあり）２０％、外国株式１２％に変更することが了承され、農林水産省に業務方法書（年金給付等準備金運用の基本方針）における政策アセットミックスを変更（令和４年３月２３日に農林水産大臣変更認可）した。 ○政策アセットミックスの変更ポイント <table> <tr> <th></th><th>国内債券</th><th>国内株式</th><th>外国債券</th><th>外国株式</th></tr> <tr> <td>変 更 前</td><td>７１％</td><td>１２％</td><td>５％</td><td>１２％</td></tr> <tr> <td>変 更 後</td><td>５６％</td><td>１２％</td><td>２０％</td><td>１２％</td></tr> <tr> <td>差 引</td><td>▲１５％</td><td>変更なし</td><td>＋１５％</td><td>変更なし</td></tr> </table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	変 更 前	７１％	１２％	５％	１２％	変 更 後	５６％	１２％	２０％	１２％	差 引	▲１５％	変更なし	＋１５％	変更なし	金融経済情勢を踏まえた複数の金融経済シナリオの下、政策アセットミックスの見直しを行い、期待リターンについては従前の水準を維持した上で、加入者の意向も踏まえ、リスクの低減を図った。 ４ 各年度の検証においては、いずれも緊急に見直す必要はないとされたが、令和３年度においては、日本銀行による超低金利政策の長期化が見込まれるなか、国内債券が約７割（７１％）を占める現在の政策アセットミックスを維持する場合には中長期的に期待リターンの低下が見込まれること、また、令和２年度に実施した資金運用に関する加入者向けアンケート調査の結果をも踏まえ、政策アセットミックスの抜本的な見直しを行うことにより、期待リターン水準を維持しつつリスクの低減が図られることで、運用の効率性を高めた。中期計画における取組は十分であり、所期の目標を上回る成果が見込まれるため、a 評価とした。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																					
変 更 前	７１％	１２％	５％	１２％																					
変 更 後	５６％	１２％	２０％	１２％																					
差 引	▲１５％	変更なし	＋１５％	変更なし																					

			ているか。	③ 資金運用委員会では、毎年6月に行う「年度運用結果の報告」、「年度運用結果の報告」、「年度運用結果の評価」、「政策アセットミックスの検証について」の他に、次のとおり専門的なテーマについて議論を行い、議事概要をホームページで公表した。 <table> <tr> <th>テ　　ー　　マ</th><th>委　員　会　開　催　時　期</th></tr> <tr> <td>「国内債券のバーベル戦略について」</td><td>平成30年6月、11月</td></tr> <tr> <td>「国内債券の当面の運用方法について」</td><td>平成30年11月</td></tr> <tr> <td>「バーベル型運用の投資対象を分散した場合の損益分析について」</td><td>平成31年2月</td></tr> <tr> <td>「バーベル型運用にかかる投資対象の分散について」</td><td>令和元年6月</td></tr> <tr> <td>「政策アセットミックスの期待収益率の改善について」</td><td>令和元年9月</td></tr> <tr> <td>「政策アセットミックスの今後の方向性について」</td><td>令和2年6月</td></tr> <tr> <td>「令和2年11月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）」</td><td>令和3年2月</td></tr> <tr> <td>「政策アセットミックスの今後の方向性について」</td><td>令和3年6月</td></tr> <tr> <td>「外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）」 「被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミックスの変更について」</td><td>令和4年2月</td></tr> </table>	テ　　ー　　マ	委　員　会　開　催　時　期	「国内債券のバーベル戦略について」	平成30年6月、11月	「国内債券の当面の運用方法について」	平成30年11月	「バーベル型運用の投資対象を分散した場合の損益分析について」	平成31年2月	「バーベル型運用にかかる投資対象の分散について」	令和元年6月	「政策アセットミックスの期待収益率の改善について」	令和元年9月	「政策アセットミックスの今後の方向性について」	令和2年6月	「令和2年11月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）」	令和3年2月	「政策アセットミックスの今後の方向性について」	令和3年6月	「外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）」 「被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミックスの変更について」	令和4年2月				
テ　　ー　　マ	委　員　会　開　催　時　期																											
「国内債券のバーベル戦略について」	平成30年6月、11月																											
「国内債券の当面の運用方法について」	平成30年11月																											
「バーベル型運用の投資対象を分散した場合の損益分析について」	平成31年2月																											
「バーベル型運用にかかる投資対象の分散について」	令和元年6月																											
「政策アセットミックスの期待収益率の改善について」	令和元年9月																											
「政策アセットミックスの今後の方向性について」	令和2年6月																											
「令和2年11月実施資金運用に関するアンケート調査結果（報告）」	令和3年2月																											
「政策アセットミックスの今後の方向性について」	令和3年6月																											
「外国債券ベンチマークへの中国国債組入れに係る対応について（報告）」 「被保険者ポートフォリオにおける政策アセットミックスの変更について」	令和4年2月																											
	（5）スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施	（5）スチュワードシップ活動の実施 被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、	＜主な定量的指標＞ － ＜その他の指標＞ ・スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行う。 ＜評価の視点＞ ・スチュワードシッ	＜主要な業務実績＞ 1 基金は、「資産保有者としての機関投資家」として、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「日本版スチュワードシップ・コード」という。）を受け入れ、平成26年に策定した「スチュワードシップ責任を果たすための方針」の下、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行い、加入者である農業者の中長期的な投資リターンの拡大を図り、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上、さらには、持続的な経済・社会・環境の形成に資するよう努めてきたところである。 2 こうした中、令和2年3月に日本版スチュワードシップ・コードが再改訂されたことに伴い、基金においては同9月に「スチュワードシップ責任を果	＜評定と根拠＞ 評定：a 1 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」（令和2年9月16日一部改定）において、基金は、「アセットオーナー」としてスチュワードシップ責任を果たすため、運用受託機関を通じて投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促す活動を行う際には ESG についても考慮することとしており、ESG 債の購入及び投資表明	評定		評定																				

	し、その活動状況について、毎年度、公表する。	その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。	プ責任を果たすための活動を実施し、情報の公開を行っているか。 3 これを踏まえ、令和3年度においては、ESG 投資を拡大する観点から、「被保険者ポートフォリオにおける自家運用に係る国内債券の購入基準」を改正の上、令和3年5月及び令和4年1月に発行市場で ESG 債（鉄道建設・運輸施設整備支援機構債及び東日本高速道路株式会社債）を購入し、投資表明を行った。これらについては、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」において具体的な取組例とされているモーダルシフトにも合致したものである。 4 「スチュワードシップ責任を果たすための方針」に基づき、運用受託機関を通じてスチュワードシップ活動を実施し、毎年度、その実施状況及び株主議決権行使の結果をホームページで公表した。	は、このことに通ずる。 2 運用受託機関を通じて、スチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果を基金ホームページで公表した。 3 令和4年度においてもこれらの取組みを継続することとしており、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果が見込まれるため、a 評価とした。 （評価区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
--	------------------------	--	---	---	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－３	農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号：

２．主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度		３０年度	元年度	２年度	３年度	４年度
20 歳から 39 歳の基幹的農業従事者に占める農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに 25%	20.1%	（目標 21.0%） 21.2%	（目標 22.0%） 21.8%	（目標 23.0%） 22.2%	（目標 24.0%） 22.1%		予算額（千円）	588,690	669,780	656,750	741,201	
	前年度より 1 ポイント増加		1.1 ポイント増加 (21.2% -20.1%)	0.6 ポイント増加 (21.8% -21.2%)	0.4 ポイント増加 (22.2% -21.8%)	0.1 ポイント減少 (22.1% -22.2%)		決算額（千円）	583,502	662,545	644,938	736,294	
女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合	最終年度までに 17%	9.3%	（目標 10.4%） 10.5%	（目標 12.5%） 12.7%	（目標 14.1%） 14.9%	（目標 15.7%） 17.9%		経常費用（千円）	583,577	660,864	644,363	736,525	
	前年度より 1.6 ポイント増加		1.2 ポイント増加 (10.5% －9.3%)	2.2 ポイント増加 (12.7% －10.5%)	2.2 ポイント増加 (14.9% －12.7%)	3.0 ポイント増加 (17.9% －14.9%)		経常利益（千円）	13,439	7,237	21,785	14,401	

	業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。			【中期目標に対する実績】 <table> <tr> <th></th><th></th><th>30年度</th><th>元年度</th><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th></tr> <tr> <td rowspan="2">中期目標及び計画</td><td>被保険者割合(参考)29年度末：20.1%</td><td>21%</td><td>22%</td><td>23%</td><td>24%</td><td>25%</td></tr> <tr> <td>増加すべきポイント</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr> <tr> <td rowspan="2">実績</td><td>被保険者割合</td><td>21.2%</td><td>21.8%</td><td>22.2%</td><td>22.1% (推計)</td><td>－</td></tr> <tr> <td>増加ポイント</td><td>1.1</td><td>0.6</td><td>0.4</td><td>－0.1</td><td>－</td></tr> </table> 【新型コロナウイルス感染症の状況】 <table> <tr> <th></th><th>新規感染者数</th><th>緊急事態宣言等 発出期間（※）</th><th>若い農業者</th></tr> <tr> <td>令和3年度 (①)</td><td>5,857,843 人</td><td>251 日</td><td>1,434 人</td></tr> <tr> <td>令和2年度 (②)</td><td>470,812 人</td><td>122 日</td><td>1,580 人</td></tr> <tr> <td>割合 (①／②)</td><td>1,244.2%</td><td>205.7%</td><td>90.8%</td></tr> </table> ※ 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が連続していずれかの地域で発出されている一連の期間の合計 【20 歳から 39 歳までの基幹的農業従事者と被保険者数の減少状況（平成 29 年度を 1 とした場合の割合）】 <table> <tr> <th></th><th>基幹的農業従事者</th><th>被保険者</th></tr> <tr> <td>平成 29 年度</td><td>100%</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>平成 30 年度</td><td>93.9%</td><td>98.7%</td></tr> <tr> <td>令和元年度</td><td>88.2%</td><td>95.7%</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度</td><td>84.3%</td><td>93.0%</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度</td><td>80.5%</td><td>88.3%</td></tr> </table> ※ 令和元～3年度の基幹的農業従事者の割合は推計値			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	中期目標及び計画	被保険者割合(参考)29年度末：20.1%	21%	22%	23%	24%	25%	増加すべきポイント	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	実績	被保険者割合	21.2%	21.8%	22.2%	22.1% (推計)	－	増加ポイント	1.1	0.6	0.4	－0.1	－		新規感染者数	緊急事態宣言等 発出期間（※）	若い農業者	令和3年度 (①)	5,857,843 人	251 日	1,434 人	令和2年度 (②)	470,812 人	122 日	1,580 人	割合 (①／②)	1,244.2%	205.7%	90.8%		基幹的農業従事者	被保険者	平成 29 年度	100%	100%	平成 30 年度	93.9%	98.7%	令和元年度	88.2%	95.7%	令和 2 年度	84.3%	93.0%	令和 3 年度	80.5%	88.3%	未満 d：数値の達成度合が 80%未満		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度																																																																				
中期目標及び計画	被保険者割合(参考)29年度末：20.1%	21%	22%	23%	24%	25%																																																																				
	増加すべきポイント	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0																																																																				
実績	被保険者割合	21.2%	21.8%	22.2%	22.1% (推計)	－																																																																				
	増加ポイント	1.1	0.6	0.4	－0.1	－																																																																				
	新規感染者数	緊急事態宣言等 発出期間（※）	若い農業者																																																																							
令和3年度 (①)	5,857,843 人	251 日	1,434 人																																																																							
令和2年度 (②)	470,812 人	122 日	1,580 人																																																																							
割合 (①／②)	1,244.2%	205.7%	90.8%																																																																							
	基幹的農業従事者	被保険者																																																																								
平成 29 年度	100%	100%																																																																								
平成 30 年度	93.9%	98.7%																																																																								
令和元年度	88.2%	95.7%																																																																								
令和 2 年度	84.3%	93.0%																																																																								
令和 3 年度	80.5%	88.3%																																																																								

			ホームページについて、国民が速やかにアクセスできるよう、構成・閲覧環境等の改善に取り組んだか。 制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知を行ったか。 ウ 新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やし、制度の周知に努めたか。	において、平成30年よりレベルDの評価を受けている。なお、レベルDは調査対象法人の概ね上位8%以内に位置付けられる評価である。 ウ 毎年度、全国段階の業務受託機関と連携して、 ・女性農業委員及び女性農業者を対象とする加入推進研修会をWeb方式で開催し、加入推進の事例報告、ファイナンシャルプランナーからの講話 ・Web方式により開催されたJA全国女性大会において、農業者年金を案内する資料の紹介 ・JA全国青年大会においては、チラシを活用した農業者年金の紹介等の取組を推進した。 また、都道府県段階の業務受託機関と連携して、新規就農者や女性農業者等に対して、リーフレットの配布・説明等を通じた働きかけを推進した。 さらに、農業委員会とJAとの連携強化を促す観点から、農業委員会とJAが共有する「加入推進名簿」の作成事例の紹介や、加入推進の優良取組事例等の情報収集・提供を図るなど制度の周知に努めた。			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

				④ 公的給付支給等口座情報連携 ・令和４年度中の運用開始に向けて、特定個人情報保護評価書の変更案を取りまとめ、個人情報保護委員会との調整やパブリックコメントを経て、令和４年３月に個人情報保護委員会の承認を得るなど着実に準備を進めたところであり、令和４年度中に公金受取口座情報連携及びマイナンバーの直接取得を開始する予定である。 ⑤ 今後の情報連携について 今後予定されている戸籍情報連携、国民年金基金連合会への情報提供等について、適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、業務手順の見直しや情報連携システムの開発・運用・管理について、外部コンサルタント（支援業者）を活用し検討している。			
４．その他参考情報 （予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）							

	表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	年齢層ラスパイレス指数）を毎年度公表する。 また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。	＜評価の視点＞ ・国家公務員の給与改定状況を踏まえた給与規程の見直しを行い、当該見直し内容及びラスパイレス指数を公表しているか。 ・役員報酬及び職員給与水準の妥当性の検証を行い、当該検証結果を公表しているか		定である。 （評定区分） s：取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a：取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
--	---	--	---	--	---	--	--

4．その他参考情報
（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載）

		下となるようにする。			B：取組は十分である C：取組はやや不十分であり、改善を要する D：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
--	--	------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

	報等を考慮し、極力有利な条件での借入を図る。	情報等を考慮し、極力有利な条件での借入を図る。	いるか。	<table><tr><th>区分</th><th colspan="2">平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度 (見込み)</th></tr><tr><td>借入年月日</td><td>H30.11.5</td><td>H31.2.5</td><td>R2.1.31</td><td>R3.2.1</td><td>R4.2.1</td><td>R5.2.7</td></tr><tr><td>借入相手方(機関数)</td><td>1</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>—</td></tr><tr><td>借入金額(百万円)</td><td>22,400</td><td>32,400</td><td>64,900</td><td>54,100</td><td>50,800</td><td>70,400</td></tr><tr><td>借入利率(平均金利)</td><td>0.000%</td><td>0.000%</td><td>0.000%</td><td>0.000%</td><td>0.000%</td><td>—</td></tr><tr><td>償還期限</td><td>R1.8.6</td><td>R4.8.4</td><td>R5.2.7</td><td>R6.2.6</td><td>R5.8.8</td><td>—</td></tr><tr><td>応札倍率</td><td>5.76</td><td>4.71</td><td>4.12</td><td>4.87</td><td>4.49</td><td>—</td></tr><tr><td>国債(*1)</td><td>▲ 0.160%</td><td>▲ 0.165%</td><td>▲ 0.125%</td><td>▲ 0.115%</td><td>▲ 0.085%</td><td>—</td></tr><tr><td>政府保証債(*1)</td><td>▲ 0.044%</td><td>▲ 0.034%</td><td>▲ 0.016%</td><td>▲ 0.010%</td><td>▲ 0.022%</td><td>—</td></tr><tr><td>同時期実施の特別会計(*2)借入金(5年)</td><td>0.001%</td><td>0.000%</td><td>0.000%</td><td>0.000%</td><td>0.000%</td><td>—</td></tr></table> (*1) 入札日における市中金利(借入金と同程度の償還期日の債券利回り) (*2) 国有林野事業債務管理特別会計	区分	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)	借入年月日	H30.11.5	H31.2.5	R2.1.31	R3.2.1	R4.2.1	R5.2.7	借入相手方(機関数)	1	1	3	4	4	—	借入金額(百万円)	22,400	32,400	64,900	54,100	50,800	70,400	借入利率(平均金利)	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	—	償還期限	R1.8.6	R4.8.4	R5.2.7	R6.2.6	R5.8.8	—	応札倍率	5.76	4.71	4.12	4.87	4.49	—	国債(*1)	▲ 0.160%	▲ 0.165%	▲ 0.125%	▲ 0.115%	▲ 0.085%	—	政府保証債(*1)	▲ 0.044%	▲ 0.034%	▲ 0.016%	▲ 0.010%	▲ 0.022%	—	同時期実施の特別会計(*2)借入金(5年)	0.001%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	—	いても同様に実施することとしており、取組は十分であり、所期の目標を上回る成果が見込まれるため、a 評価とした。 (評価区分) s : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る顕著な成果がある a : 取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果がある b : 取組は十分である c : 取組はやや不十分であり、改善を要する d : 取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する	
区分	平成30年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)																																																																						
借入年月日	H30.11.5	H31.2.5	R2.1.31	R3.2.1	R4.2.1	R5.2.7																																																																						
借入相手方(機関数)	1	1	3	4	4	—																																																																						
借入金額(百万円)	22,400	32,400	64,900	54,100	50,800	70,400																																																																						
借入利率(平均金利)	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	—																																																																						
償還期限	R1.8.6	R4.8.4	R5.2.7	R6.2.6	R5.8.8	—																																																																						
応札倍率	5.76	4.71	4.12	4.87	4.49	—																																																																						
国債(*1)	▲ 0.160%	▲ 0.165%	▲ 0.125%	▲ 0.115%	▲ 0.085%	—																																																																						
政府保証債(*1)	▲ 0.044%	▲ 0.034%	▲ 0.016%	▲ 0.010%	▲ 0.022%	—																																																																						
同時期実施の特別会計(*2)借入金(5年)	0.001%	0.000%	0.000%	0.000%	0.000%	—																																																																						

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

					b：取組は十分である c：取組はやや不十分であり、改善を要する d：取組はやや不十分であり、抜本的な改善を要する		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

		記録管理システムの開発にかかる経費 (4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用 (5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等					
4. その他参考情報							
(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)							

